

令和 3 年度授業料免除申請要項（後期）

都城工業高等専門学校

令和2年4月から、本科4・5年生及び専攻科生を対象として高等教育の修学支援新制度（授業料減免＋給付奨学金支給）が開始されました。

●**本科4・5年生**が授業料の免除を希望する場合は、**新制度の授業料減免（下記Ⅰ 1）**に申請する必要があります。また併せて新制度の給付奨学金にも申請する必要があります。

●**専攻科生**が授業料の免除を希望する場合は、**新制度の授業料減免（下記Ⅰ 1）**と、これに採用されない場合の申請者本人の不利益を回避・軽減するため、**高専機構の授業料免除（経過措置：経済的理由による場合）（下記Ⅰ 2－（4））**にも申請していただきます。また併せて新制度の給付奨学金にも申請していただきます。

●**高専機構の授業料免除（災害等特別事由・その他特別な事由等）（下記Ⅰ 2－（1）～（3））**に該当する場合は、学生課学生係にお問い合わせください（**全学年が対象**）。

<目次>

Ⅰ 授業料免除申請について	3 ～ 5
1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免【4、5年生及び専攻科生】	
2－（1）～（3） 国立高専機構における授業料免除申請を行える者	
（1） 災害等による場合	【対象：全学生】
（2） その他特別な事由の場合	【対象：全学生（一部学年指定）】
2－（4） 経過措置による国立高専機構における授業料免除申請を行える者	
経済的理由による場合	【対象：専攻科生】
都城工業高等専門学校授業料免除選考基準	7 ～ 8
総所得金額の算出方法	9 ～ 10
Ⅱ 提出書類	11 ～ 12
Ⅲ 提出書類様式	13

<留意事項>

・高等教育の修学支援新制度による授業料減免を申請する際は、併せて高等教育の修学支援新制度による給付奨学金にも申請すること。免除書類（本書類）の交付を受ける際に、「給付奨学金案内（水色）」の交付も受けること。

- ・黒ボールペン（フリクションなど消せるボールペンは不可）で記入すること。
- ・申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
- ・未提出者への書類提出の催促はいたしません。提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。提出期限後は、受付できません。
- ・事実と異なる虚偽の申請を行った場合は、免除取り消しとなります。
- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0986-47-1135／1136／1137）までお問い合わせください。

I 授業料免除等の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

ー 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。

- ・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例：2019年3月に高等学校を卒業

→2021年4月編入学（×対象外）

2020年3月に高等学校を卒業

→2021年4月編入学（○対象）

- ・専攻科入学生は・・・

例：2020年3月に高等専門学校卒業

→2021年4月専攻科入学（×対象外）

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内） 半期：117,300円
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3 半期：78,200円
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3 半期：39,100円

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。
※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（所得の計算に必要な書類については授業料免除取扱いガイドライン2-1-1を参照）を基に算出することとするが、これに寄り難い場合は、個別に相談すること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

(4) 経過措置による国立高等専門学校機構における授業料免除申請を行える場合

・経済的理由による場合

経済的理由によって授業料の納付が困難^{※1}であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる場合

○対 象：・令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- ・ 国立高等専門学校機構における授業料免除 →Ⅱの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」
 - ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→Ⅱの「提出書類」・別添（A様式）
- を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・ 虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・ 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・ 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・ 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

7 申請に関するお問い合わせについて

- ・ ご不明な点等ありましたら、都城高専 学生課学生係（TEL：0986-47-1135）までお問い合わせください。
（8：30～17：00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

都城工業高等専門学校授業料免除選考基準

(趣旨)

- 1 授業料免除の選考については、都城工業高等専門学校授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規則（平成15年4月1日制定。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この基準によるものとする。

(授業料免除の家計基準)

- 2 規則第2条に規定する「経済的理由により納付が困難であり」とは、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が、独立行政法人国立高等専門学校機構の定める全額免除又は半額免除に係る収入基準額（以下「収入基準額」という。）を超えないことをいう。

(授業料免除の学力基準)

- 3 規則第2条に規定する「学業成績優秀と認められる者」（以下「学業成績優秀者」という。）とは次の者をいう。
 3. 1 第1学年から第5学年
 - (1) 学業成績が、クラスの在籍者数（休学者を除く。）で上位3分の2以内の者。ただし、学業成績は、前期にあつては前年度学年末の成績、後期にあつては当該年度の前期末成績による。また、当該前期末試験に未受験科目があり、全ての未受験科目の追試験が許可されている者は、当該年度前期の選考基準による学業成績とする。
 - (2) 前期における新入生の場合は、入学試験の成績が、全体又はクラスで上位3分の2以内の者及び推薦入学の者。なお、推薦入学者は、全体及びクラス、いずれの場合においても、学力試験合格者よりも上位の席次に位置付ける。
 - (3) 第4学年前期の選考における編入学生
 3. 2 専攻科
 - (1) 修得科目の評価の「優」を5点、「良」を3点及び「可」を1点として換算し、その平均点の値である学業成績が3以上の者。なお、学業成績は、前期にあつては前年度学年末の成績、後期にあつては当該年度の前期末成績による。また、前期の選考における新入生の場合は、出身校における最終学年の成績で評価する。
 - (2) 第1学年前期の選考における推薦入学の者

(家計基準の特例)

- 4 学力基準を満たしている者で、次の各号の一に該当し、かつ、家計の支出が多額となる特別な事情がある者は、収入基準額を超える金額が10%の額以内であれば、特例として免除の対象とすることができる。
 - (1) 長期療養者がいる世帯
 - (2) 身体障害者がいる世帯
 - (3) 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子

(学力基準の特例)

- 5 家計基準を満たしている者で、次の各号の一に該当する者は、学業成績がクラスで上位4分の3以内であれば、特例として免除の対象とすることができる。なお、専攻科の学生においては、学業成績が2.5点以上であれば、特例として免除の対象とする。
 - (1) 母子・父子家庭
 - (2) 生活保護世帯
 - (3) 身体障害者
 - (4) 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子
 - (5) その他特別な事情があると認められる者

(選考方法)

- 6 前各項に規定する条件を満たしている者の中から、生活困窮度の高い順に選考するものとする。ただし、規則第5条に定められた額を超えて免除を行う必要が生じた場合は、超過免除申請を行うことができるものとする。

(適用除外)

7 次の各号の一に該当する者は、免除の対象から除くものとする。

- (1) 125ccを超える自動二輪車又は四輪車を使用していると厚生補導委員会で判断した者。ただし、専攻科の学生は除く。
- (2) 過去1箇年以内に停学処分を受けた者
- (3) 自宅以外のアパート生活をしている者。ただし、以下の者は除く。
 - 1) 寮生定員の関係により入寮不許可になった者
 - 2) 食事制限等の体質により入寮できない者
 - 3) 専攻科の学生
 - 4) その他特別な事情があると認められる者
- (4) 同一学年を再履修している者。ただし、規則第3条第2号に該当する者は除く。
- (5) 後期の選考において、当該年度前期末試験における未受験科目の追試験許可願を提出しなかった者又は追試験が許可されない科目のある者
- (6) その他学校生活状況等により学生指導委員会が不適当と認めた者

総所得金額の算出方法

総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から(1)必要経費、及び(2)特別控除額を差し引いた金額です。(総所得金額＝総収入金額－(1)－(2))

(1) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱われます。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む)の収入金額については、次の計算式によって得られた金額を控除する。

・収入金額が65万円以下	収入金額と同額
・収入金額が65万円を超え180万円以下	収入金額×0.4 ただし、算出された控除額が65万円未満の場合は65万円
・収入金額が180万円を超え360万円以下	収入金額×0.3+18万円
・収入金額が360万円を超え660万円以下	収入金額×0.2+54万円
・収入金額が660万円を超え1,000万円以下	収入金額×0.1+120万円
・収入金額が1,000万円を超え1,500万円以下	収入金額×0.05+170万円
・収入金額が1,500万円を超える場合	245万円

(注1) 給与所得者が2人以上いる場合、この計算は各人別に行う。

(注2) 同一人で2以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得

年間売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの)の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額(粗収入)のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額(粗収入)に加算すること。

④ その他の職業による所得及び雑所得

前記の①から③までの職業以外の職業(大工、左官、外交員等)によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤ 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前6月間における収入のみとする。

(2) 特別控除額(次ページに別掲)

(3) 収入基準額

○全額免除の対象となる者は、その者の属する世帯の1年間の総所得金額が次に示す基準額以下で必要があります。

区 分		
世帯人員	1人	950,000円
	2人	1,490,000円
	3人	1,720,000円
	4人	1,880,000円
	5人	2,020,000円
	6人	2,140,000円
	7人	2,220,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに70,000円をそれぞれ世帯人員収入基準額に加算する。

○半額免除の対象となる者は、その者の属する世帯の1年間の総所得金額が次に示す基準額ある以下である必要があります。

区 分		
世帯人員	1人	1,780,000円
	2人	2,840,000円
	3人	3,280,000円
	4人	3,570,000円
	5人	3,860,000円
	6人	4,050,000円
	7人	4,230,000円

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに140,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

※経済的に授業料の納付が困難とは、総所得金額が、世帯の人員数により、定められた(3)収入基準額以下の場合です。(総所得金額≤収入基準額) **※収入基準額、特別控除額は、新たに変更される場合があります。**

(2) 特別控除額

特別の事情		特 別 控 除 額			
A 世帯を 対象と する 控除	①母子・父子世帯	490,000 円			
	②就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)	小学校児童		300,000 円	
		中学校・中等教育学校の前期課程生徒		460,000 円	
				自宅通学	自宅外通学
		高等学校 中等教育学校の後期課程生徒	国・公立	350,000 円	570,000 円
			私立	570,000 円	780,000 円
		高等専門学校	国公立(1～3年)	350,000 円	570,000 円
			国公立(4,5年・専攻科)	400,000 円	620,000 円
			私立(1～3年)	570,000 円	780,000 円
		私立(4,5年・専攻科)	660,000 円	880,000 円	
		大学・短大	国・公立	670,000 円	1,160,000 円
			私立	1,110,000 円	1,590,000 円
	専修学校	高等課程	国・公立	350,000 円	570,000 円
			私立	570,000 円	780,000 円
		専門課程	国・公立	250,000 円	710,000 円
私立			790,000 円	1,230,000 円	
③障害者のいる世帯	990,000 円				
④長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額。				
⑤主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし 770,000 円を限度とする。				
⑥火災、風水害、盗難等 の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための 基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、 将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。				
⑦父母、本人及び配偶者 以外の者で収入を得てい る者のいる世帯	380,000 円 ただし、父母、本人及び配偶者以外の者の所得が 380,000 円未満の場合 は、その所得額。				
B 本人を 対象と する控除	高等 専門 学校	1～3年（自宅通学）		350,000 円	
		1～3年（自宅外通学）		570,000 円	
		4～5年・専攻科（自宅通学）		400,000 円	
		4～5年・専攻科（自宅外通学）		620,000 円	

【備考】

- ① 就学者が在籍する学校において、授業料免除を受けている場合は、(2) 特別控除額に定められた控除額からその授業料免除額を差し引いた額を控除する。
- ② 就学者が申請時と異なる学校種に在籍している場合は、申請時の学校種により控除額を適用する。
- ③ 母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、(2) 特別控除額のとおり控除する。
- ④ なお、該当する特別の事情が2以上ある場合には、それらの特別控除額を合算して控除することができる。

Ⅱ 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【初回申請時】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)
	【継続時】 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	(A様式2)
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1, 2)の提出で代えることができる。	(様式1-1、 1-2)
	家族状況等申告書	(様式2)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和3年度分(令和2年度についての記載があるもの) ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場
	結果通知用封筒(1通) ・保護者への宛先、氏名及び学生氏名、学科学年を記入すること。 ・94円切手を必ず貼付すること。	封筒(長3)は各自で準備すること。

2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【給付型奨学金予約採用候補者】 「採用候補者決定通知」のコピー	日本学生支援機構
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関

<提出期限等>

提出先：都城高専 学生課学生係

高等教育の修学支援新制度			
区分	対象学年	提出期限	
高等教育の修学支援新制度対象者	4年以上	前期	令和3年4月30日17時
		後期	<u>令和3年10月8日17時</u>

その他の授業料免除制度			
区分	対象学年	提出期限	
(1) 災害等による特別な事由による申請	全学生	前期	(申請書) 令和3年4月30日17時 (その他) 令和3年6月11日17時
(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変		後期	(申請書) <u>令和3年10月8日17時</u> (その他) <u>令和3年10月8日17時</u>
(2) その他特別な事由の場合			

その他の授業料免除制度（経過措置）			
区分	対象学年	提出期限	
(4) 経済的な理由による申請	令和元年度に第4学年以上（専攻科を含む。）に在籍していた学生	前期	(申請書) 令和3年4月30日17時 (その他) 令和3年6月11日17時
		後期	(申請書) <u>令和3年10月8日17時</u> (その他) <u>令和3年10月8日17時</u>

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
 2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
 3. 提出期限後の提出については受付できません。
- ※2・3についてはコロナ感染症の影響による家計急変の場合を除く。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課（TEL：0986-47-1135／1137）までお問い合わせください。

Ⅲ 提出書類様式

(様式1－1) 授業料免除申請書

~~(様式1－2) 授業料免除申請書 (給付奨学生)~~

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給 (見込) 証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出 (見込) 額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者 (家計支持者) 別居に係る支出 (見込) 額等申立書

※A様式については別添を参照。

申請書類確認票【授業料免除】(学校控え)

申請書類確認票【授業料免除】(本人控え)